

特殊消防ポンプ自動車に係る 特殊消火装置鑑定規程

平成21年4月



日 本 消 防 検 定 協 会

特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程 目次

	ページ
第1章 総 則 (第 1 条 ~ 第 4 条)	1
第2章 型式鑑定 (第 5 条 ~ 第 9 条)	2
第3章 個別鑑定 (第 10 条 ~ 第 17 条)	4
第4章 雑 則 (第 18 条 ~ 第 31 条)	6
附表 (第 1 ~ 第 6)	9
附図	22
別記様式	23
特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置の軽補正審査要領	別掲
水槽又は薬液槽の支持方法の例図	別掲
製品記号の例示	別掲
鑑定の型式番号について	別掲
災害対応特殊車の装備の確認について	別掲
確認試験を伴う型式鑑定結果の処置について	別掲
型式鑑定依頼時の提出図書等	別掲

特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程

制定 平成15年 4月25日
 一部改正 平成15年 7月18日
 一部改正 平成17年 5月 6日
 一部改正 平成20年 4月 1日
 一部改正 平成21年 4月 1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特殊消防ポンプ自動車（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年10月15日自治省令第24号。以下「規格省令」という。）に定めるポンプ（以下「ポンプ」という。）を装備しないものを含む。以下同じ。）に係る水槽、化学消火装置、はしご装置等（以下「特殊消火装置」という。）の製造者等の依頼により、日本消防検定協会（以下「協会」という。）が行う特殊消火装置の鑑定手続き等について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、協会が行う消防ポンプ自動車の受託個別試験を受検した特殊消防ポンプ自動車又はポンプを装備しない特殊消防自動車に係る特殊消火装置に適用する。

(特殊消防ポンプ自動車の種類及び特殊消火装置の鑑定基準)

第3条 特殊消防ポンプ自動車の種類及び当該特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置の鑑定基準（以下「鑑定基準」という。）は、次表に掲げるとおりである。

特殊消防ポンプ自動車の種類	特殊消火装置の鑑定基準
水槽付消防ポンプ自動車	1 国が行う補助の対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額(平成16年3月30日総務省告示第281号)に規定する当該特殊消火装置に係る規格 2 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱(平成18年4月1日消防消第49号)に規定する当該特殊消火装置に係る規格 3 「消防用車両の安全基準の周知徹底について」(平成19年5月14日消防消第80号及び平成20年5月22日消防消第89号各都道府県消防主管部(課)長宛消防庁・救急課長通知)において遵守することとされた当該特殊消火装置に係る安全基準(以下「安全基準」という。)
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	
化学消防ポンプ自動車	
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	
大型化学消防ポンプ自動車	
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大 型	
化学消防ポンプ自動車大 型	
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大 型	
はしご付消防ポンプ自動車	
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	
屈折はしご付消防ポンプ自動車	
災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	
屈折放水塔車	
災害対応特殊屈折放水塔車	
高発泡車	
災害対応特殊高発泡車	
大型動力ポンプ付消防自動車	
はしご・水槽付消防ポンプ自動車	
はしご付化学消防ポンプ自動車	
屈折はしご・水槽付消防ポンプ自動車	
屈折はしご付化学消防ポンプ自動車	

放水塔・水槽付消防ポンプ自動車	
放水塔付化学消防ポンプ自動車	
放水塔付消防ポンプ自動車	4 前3の基準
大型化学高所放水車 はしご付大型高所放水車 大型高所放水車 泡原液搬送車	5 石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令(昭和51年6月12日自治省令第17号)に規定する当該特殊消火装置に係る規格 6 前1から3までの基準

(鑑定の区分)

第4条 鑑定は、型式鑑定及び個別鑑定に分けて行う。

- 2 型式鑑定は、個別鑑定を行うためにあらかじめ型式に係る形状、構造、材質、成分、機能及び性能(以下「形状等」という。)並びに品質管理等が、当該特殊消火装置の鑑定基準に適合しているかどうかの判定をするために行うものとする。
- 3 個別鑑定は、特殊消火装置の形状等が前項の型式鑑定で適合と判定された型式に係る形状等と同一であるか否かについて行うものとする。

第2章 型式鑑定

(型式鑑定の依頼手続き)

第5条 型式鑑定の依頼しようとする者(個別鑑定を依頼しようとする者を含み以下「依頼者」という。)は、型式鑑定依頼書(別記様式第1号)正副2部及び写1通、次表に掲げる図書及び別に定める見本に型式鑑定手数料を納付した振込票を添えて、協会に提出するものとする。なお、図書は正副別に日本工業規格(以下「JIS」という。)P 0138(紙加工仕上げ寸法)のA4の大きさのファイルにより一括綴じすること。ただし、既承認型式を有する者に、当該型式(以下「受託型式」という。)による製品と同一の製品の製造を委託することを前提にして取得しようとする型式(以下「委託型式」という。)に係る型式鑑定依頼における添付図書のうち、明細書、設計図、強度・安全率等の計算書、受検場所案内図、社内試験成績表及びその他の資料にあつては、既承認型式の委受託に係る型式鑑定依頼提出図書(別記様式第4号の1)をもってこれに代えることができる。また、依頼書には、型式鑑定依頼時提出図書等チェックシート(別記様式第5号の1)を添付することとし、依頼者は依頼者チェック欄にチェックもれのないことを確認する。

区 分	提出数	備 考
明 細 書	正副各1部	別記様式第2号のうち当該特殊消火装置に係るもの
設 計 図	正副各1部	依頼品の構造、部品の名称、寸法、材料等を明らかにし、JIS Z 8310（製図総則）により製図されたもの
品質管理方法書	正本1部	ISO9001品質マネジメントシステム認証の写し又は又は安全基準6.1に掲げる監理事項を明らかにしたもの
強度・安全率等の計算書	正副各1部	・槽の支持ボルト、はしご又は塔の安全率、安定度、接地圧等 ・必要に応じ試験データを含む。
受検場所案内図	正副各1部	別記様式第3号により作成されたもの
社内試験成績表	正本1部	別に定めるもの（必要に応じ提出）
その他の資料	正副各1部	・協会が特に指定したもの ・はしご又は塔に使用される部材の材料証明書の試験荷重値の計算書
契 約 書	写1部	・委託型式の場合に限る ・当該依頼者と当該製造者との間の受検業務委託の関係を明らかにした別記様式第4号の2に準じたもの

2 前項の表のうち、既に協会に提出された図書と同一の図書等及び協会が特に認めた図書は、提出を省略することができる。この際、既に協会に提出された図書と同一の図書等については、当該図書が最初に承認又は確認された型式を明らかにした提出図書既承認型式等一覧表（別記様式第5号の2）正副2部を追加すること。

（型式鑑定手数料の納付）

第6条 型式鑑定手数料の納付は、一件の依頼につき30,000円を、協会の指定する振込票（別記様式第6号の1）を使用して、協会の指定する銀行口座に振り込むものとする。この場合において、同時に2件以上の依頼の手数料を振り込むときは、手数料内訳書（別記様式第6号の2）を添えて一括振り込みとすることができる。

（型式鑑定依頼書の受理）

第7条 協会は、型式鑑定依頼があった場合、次に掲げる条件を備えているときには、その依頼を受理する。

- （1）第5条第1項に掲げる図書が整っている。
- （2）第6条に定める手数料が納付済である。
- （3）第24条の規定により型式鑑定依頼を代理人に委託した場合であっても、型式鑑定依頼者は当該委託者である。

（型式鑑定の方法）

第8条 型式鑑定は、第5条の規定により提出された図書及び見本について、原則として協会において行うものとする。ただし、品質管理等が鑑定基準に適合しているかの調査（以下「品質管理等調査」という。）は、個別鑑定受検希望場所（以下「受検場所」という。）において行う。

- 2 協会は、提出図書で判定できない場合、受検場所において確認試験を行うものとし、当該試験を実施する場合は、試験項目及び実施する旨を依頼者に通知する。なお、確認試験は、当該型式鑑定に係るしょかいの個別鑑定を兼ねて行う。
- 3 協会は、品質管理等調査を初回の個別鑑定と併せて行うことができる。ただし、ISO 9001品質マネジメントシステムの認証を受けている場合、若しくは他の消防車両又は既承認型式で既に実施されている場合、当該調査を省略することができる。
- 4 依頼者は、通知した日から3月以内に確認試験又は品質管理等調査を受けるものとする。

(型式鑑定の適否の通知)

第9条 協会は、型式鑑定の結果が鑑定基準に適合するときは、型式を承認する旨及び型式番号を依頼者に通知する。

2 協会は、次の場合に型式鑑定を中止し、その理由を付して鑑定基準に適合しない旨を依頼者に通知するものとする。

- (1) 不良事項が見いだされた場合(軽微な不良事項等を除く。)
- (2) 品質管理等調査中に品質管理上著しい不備があると認められた場合
- (3) 実施期限が満了するまでに確認試験を受けなかった場合又は改善の処置が講じられなかった場合
- (4) 実施期限が満了するまでに品質管理等調査を受けなかった場合

第3章 個別鑑定

(個別鑑定の計画)

第10条 依頼者は、毎月25日までに翌月分の個別鑑定希望日を個別鑑定日希望表(別記様式第7号)により協会(個別鑑定受検場所が愛知県、岐阜県及び石川県以西の地域(以下「大阪支所管内」という。)にある場合は大阪支所とする。以下この条において同じ。)に提出するものとする。

2 協会は、個別鑑定日希望表を参酌して受検計画を立て、個別鑑定を行う。

3 協会は、前項の個別鑑定計画における個別鑑定予定日が前第1項の個別鑑定希望日と異なる場合には、個別鑑定希望日の5日前までに協会が定めた個別鑑定予定日を依頼者に通知する。

4 依頼者は、やむを得ない理由のために個別鑑定予定日、依頼数量又は特殊消防ポンプ自動車の種類の変更を希望する場合は、個別鑑定予定日の7日前までにその旨を協会に連絡するものとする。

5 個別鑑定は、第5条第1項の規定による型式鑑定において認められた受検場所(事後に受検場所変更届により認められた場所を含む。)で行うものとする。

(個別鑑定の依頼手続き)

第11条 依頼者は、個別鑑定依頼書(別記様式第8号)正副2部に協会の指定する個別鑑定手数料を納付した振込票を添えて、個別鑑定受検予定日の5日前までに協会(個別鑑定受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所とする。以下この条において同じ。)に提出するものとする。ただし、提出日によっては、協会が特に認めた場合、この限りでない。

2 依頼者は、再鑑定依頼の場合は「再」(鑑定細則で定める個別鑑定の特例による再鑑定依頼の場合は「特」)と個別鑑定依頼書の備考欄に記載すること。

3 依頼者は、前項における再鑑定及び第21条に定める補正試験を受検する場合は、社

内検査成績表（別記様式第18号）を提出するものとする。

- 4 依頼者は、補助対象外の特殊消防ポンプ自動車（補助を受けないもので基準の全てに適合しない特殊消防ポンプ自動車をいう。以下同じ。）及び災害対応特殊車を受検する場合は、それぞれ個別鑑定依頼書の備考欄にその旨を記載すること。

（個別鑑定手数料の納付）

第12条 本邦における受検の個別鑑定手数料の納付は、個別鑑定依頼をする特殊消防ポンプ自動車の種類により附表第1に掲げる額（本邦以外で受検するもの又は規格省令に定める消防ポンプ自動車以外のものにあつては、当該鑑定の受託に関する契約により別途定めた額）を、協会の指定した振込票（別記様式第6号の1）を使用して、協会の指定する銀行口座に振り込むものとする。

（個別鑑定受検場所の変更）

第13条 依頼者は、個別鑑定を受けた場所を移転、増設若しくは廃止しようとする場合は、受検場所変更届（別記様式第9号）正副2部に次の各号に掲げる書類各1部を添えて協会（従前の個別鑑定受検場所が大阪支所管内にある場合には大阪支所を経由する。）に提出すること。なお、委託型式に係る個別鑑定依頼者の場合は、受託型式に係る個別鑑定依頼者の届出の際、これに委託型式番号を記載して行うことにより、届出を行ったものとみなすことができる。

- （1）移転又は増設の場合にあつては、受検場所案内図、受検できる検査項目表及び未処理状況明細書（未処理件数及び個数を明らかにしたものをいう。以下同じ。）
- （2）廃止の場合にあつては、未処理状況明細書

（依頼者の整備事項）

第14条 依頼者は、附表第2に掲げる検査設備を受検場所に備え、常に整備しておくものとし、協会は必要に応じ当該設備を確認することができるものとする。

- 2 依頼者は、第20条の規定により返還された図書を整備しておくとともに、適正かつ効率よく個別鑑定を行うために、受検場所の整備に努めるものとする。

（個別鑑定の方法）

第15条 個別鑑定は、協会が定めた鑑定予定日に、第10条第5項の受検場所において行う。

- 2 個別鑑定は、当該特殊消防ポンプ自動車に係る消防ポンプ自動車の受託個別試験と同時に行うこととする。ただし、特別な理由があると協会が認めた場合は、この限りでない。

- 3 依頼者は、補助対象外のものについて基準を準用しての個別鑑定を受検する場合、補助対象外特殊消防ポンプ自動車鑑定の規格準用表（別記様式第10号）に必要事項を記載して、受検前に提出すること。なお、規格を準用する内容については、軽補正確認等で事前に協会の確認を受けたものであること。

- 4 依頼者は、個別鑑定受検前に、当該特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置の明細書及び社内試験成績表を提出すること。

（個別鑑定の適否の判定及び確認）

第16条 個別鑑定の適否の判定は、原則として、個別鑑定当日協会職員が鑑定を実施した場所で行う。

2 依頼者は、特殊消火装置鑑定依頼整理表（別記様式第11号）を個別鑑定受検場所に備えるものとする。また、依頼者及び協会職員は、個別鑑定終了後、当該整理表に必要な事項を記載し、相互に確認を行う。

（個別鑑定の適合の表示）

第17条 協会は、個別鑑定の結果が第3条に掲げる基準に適合している場合、当該特殊消火装置に附表第3に定める表示を付すものとする。

第4章 雑 則

（型式鑑定依頼等の取下げ）

第18条 型式鑑定依頼、個別鑑定依頼を取り下げようとする者は、当該依頼の取下げ届（別記様式第12号の1）正副2部を協会（個別鑑定受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所）に提出するものとする。

2 型式鑑定依頼、個別鑑定依頼をしたものの全部又は一部を取り下げようとする場合は、取下げ届（別記様式第12号の2）により取り下げようとする鑑定手数料と同額の特殊消火装置の鑑定の依頼に振り替えることができる。

（鑑定手数料の返還）

第19条 協会は、鑑定依頼の取下げ届が提出された場合、依頼者に鑑定手数料を還付する。ただし、既に鑑定に着手している場合は、鑑定手数料の還付は行わない。

（図書の返還）

第20条 協会は、型式鑑定依頼の際提出された図書のうち副本1部を型式鑑定の終了後、依頼者に返還する。

（補正試験）

第21条 協会は、個別鑑定において別に定める軽微な欠点があった場合、依頼者からの依頼に基づき、更に1回の試験（「補正試験」という。）を行うものとする。

（新たな型式鑑定）

第22条 新たな型式鑑定に該当する変更の範囲は、附表第4に掲げる事項の例によるものとする。

2 依頼者は、変更の内容が型式鑑定に該当する場合、第5条の規定に基づき新たに型式鑑定の依頼するものとする。

（軽補正）

第23条 型式承認を受けている型式について、軽微な部分で附表第5に掲げる事項の例又は同等の事項の変更（以下「軽補正」という。）をしようとする者は、軽補正確認書（別記様式第13号）1部及び当該軽補正に係る設計図等1部並びに必要な応じて見本をあらかじめ個別鑑定受検場所において協会職員に提示し、軽補正に該当することの確認を受けるものとする。この場合、協会職員は、当日確認を行うことを原則とするが、軽補正に該当することの判断が困難なときは、協会（個別鑑定受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所）に持ち帰り協議の上、軽補正確認書等を依頼者に送付するもの

とする。なお、委託型式に係る軽補正は、受託型式の軽補正確認の際、これに委託鑑定記号等を記載して行うことにより、確認を行ったものとみなすことができる。

- 2 協会職員は、前項の規定による軽補正の確認をするときに、その変更事項が軽補正事項以外にわたり又は基準に適合しないこととなるときは、確認しないものとする。

(依頼等の委任)

第 2 4 条 依頼者は、型式鑑定依頼、個別鑑定依頼又はこの規程に定める届出等を代理人に委任する場合は、委任(変更委任)状(別記様式第 1 4 号)1 部を協会(大阪支所管内における個別鑑定に係る場合は大阪支所とする。以下この条において同じ。)に提出するものとする。

- 2 依頼者は、前項に定める委任状の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更委任状 1 部を協会に提出するものとする。
- 3 前第 1 項の代理人が提出する依頼書、届出書又は願出書には、依頼者及び依頼代理人のそれぞれの住所及び氏名(法人にあっては、名称、役職名及び氏名)を併記するものとする。

(氏名等の変更)

第 2 5 条 型式承認を受けた者が、氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)又は住所を変更したときは、氏名(名称、代表者の氏名、住所)変更届(別記様式第 1 5 号)1 部を協会(個別鑑定受検場所が大阪支所管内にある場合は大阪支所)に提出するものとする。

(鑑定手数料の過誤納)

第 2 6 条 依頼者が過誤納した鑑定手数料の還付を受けようとするときは、過誤納金還付願(別記様式第 1 6 号の 1 及び別記様式第 1 6 号の 2)1 部(個別鑑定受検場所が大阪支所管内の場合は 2 部)を協会(個別鑑定受検場所が大阪支所管内の場合は大阪支所)に提出するものとする。

(個別鑑定受検業務の委託)

第 2 7 条 依頼者は、個別鑑定受検製品の受検準備から鑑定適合までに係る業務(以下「個別鑑定受検業務」という。)を依頼者(第 2 4 条第 1 項の規定による代理人を含む。以下この条において同じ。)以外の者に委託しようとする場合、当該依頼者と当該受託者との間の個別鑑定受検業務委託の関係を明らかにした個別鑑定受検業務委託契約書(別記様式第 4 号の 2 に準じたもの)写 1 部を協会(個別鑑定受検場所が大阪支所管内の場合は大阪支所とする。以下この条において同じ。)に提出するものとする。ただし、第 5 条第 1 項の規定による契約書を提出している場合又は当該依頼者が個別鑑定に立ち会う場合は、この限りでない。

- 2 依頼者は、前項に定める契約書に記入している事項に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨の届出書(個別鑑定受検業務委託契約変更届(別記様式第 1 7 号))1 部及び変更による新契約書の写 1 部を協会に提出するものとする。

(疑義の照会)

第 2 8 条 依頼者は、型式鑑定又は個別鑑定に係る依頼手続き、鑑定結果、軽補正確認その他について生じた問題、疑問等について説明を求め、又は文書により照会することができる。

(型式承認等の取消し)

第29条 協会は、依頼者が不正な手段により型式承認を受けた場合又は不正な手段により個別鑑定を受検した場合、当該型式承認又は当該個別鑑定の適合を取り消すことができる。

(型式失効)

第30条 協会は、承認を受けた型式について、新たに開発された技術、機能、性能等により特殊消火装置に係る規格等が改正された場合、改正された当該規格等に適合しない型式については失効させることができる。

(鑑定に関する細則)

第31条 協会は、この規程に定めるもののほか、特殊消火装置の鑑定を実施するために必要な事項を、細則(類似の特殊消防ポンプ自動車の種類ごとにまとめた附表第6の右欄によるもの)として別にさだめる。

附則〔平成15年4月25日〕

- 1 この規程は、平成15年 5月 1日から実施する。
- 2 旧規程に基づいて鑑定を受けたことのある特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置の型式鑑定依頼については、平成16年3月31日までの間は、改正後の規程第6条の規定は適用しない。

附則〔平成15年7月18日〕

- 1 この規程は、平成15年 8月 1日から実施する。
- 2 この規程の施行の際、現に鑑定を依頼し、又は旧規程に基づいて鑑定を受けたことのある特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置については、平成16年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則〔平成17年5月6日〕

この規程は、平成17年 5月 6日から実施する。

附則〔平成20年4月1日〕

この規程は、平成20年 4月 1日から実施する。

附則〔平成21年4月1日〕

この規程は、平成21年 4月 1日から実施する。

附表第1（第12条関係）

特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置の個別鑑定手数料（その1）

特殊消防ポンプ自動車の種類		個別鑑定手数料
水槽付消防ポンプ自動車		一台につき 25,000円
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車		
化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000 L/min 未満のもの	一台につき 50,000円
	最大混合流量が 3,000 L/min 以上のもの	一台につき 140,000円
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000 L/min 未満のもの	一台につき 50,000円
	最大混合流量が 3,000 L/min 以上のもの	一台につき 140,000円
大型化学消防ポンプ自動車		一台につき 140,000円
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大 型		
化学消防ポンプ自動車大 型		一台につき 215,000円
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大 型		
はしご付消防ポンプ自動車	規格地上高15m以上のもので 昇降機及びバスケット付のもの	一台につき 270,000円
	上記はしご付消防ポンプ自動車 以外のもの	一台につき 150,000円
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	規格地上高15m以上のもので 昇降機及びバスケット付のもの	一台につき 270,000円
	上記災害対応特殊はしご付消防 ポンプ自動車以外のもの	一台につき 150,000円
屈折はしご付消防ポンプ自動車		一台につき 270,000円
災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車		
災害対応特殊屈折放水塔車		一台につき 150,000円
屈折放水塔車		
はしご・水槽付消防ポンプ自動車	規格地上高 15 m以上のもので 昇降機及びバスケット付のもの	一台につき 295,000円
	上記はしご・水槽付消防ポンプ 自動車以外のもの	一台につき 175,000円

備考 表中の鑑定手数料は、消防ポンプ自動車の受託試験を受けるものに限る。

特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置の個別鑑定手数料（その２）

特殊消防ポンプ自動車の種類		個別鑑定手数料	
はしご付 化学消防 ポンプ 自動車	はしご装置	化学装置	
	規格地上高15m 以上のもので 昇降機及びバス ケット付のもの	最大混合流量が 3,000 L/min 未満のもの	一台につき 320,000円
		最大混合流量が 3,000 L/min 以上のもの	一台につき 410,000円
	上記以外のはし ご装置のもの	最大混合流量が 3,000 L/min 未満のもの	一台につき 200,000円
最大混合流量が 3,000 L/min 以上のもの		一台につき 290,000円	
屈折はしご・水槽付消防ポンプ自動車		一台につき 295,000円	
屈折はしご付化学 消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000 L/min 未満のもの	一台につき 320,000円	
	最大混合流量が 3,000 L/min 以上のもの	一台につき 410,000円	
大型高所放水車		一台につき 150,000円	
放水塔付消防ポンプ自動車		一台につき 150,000円	
大型化学高所放水車		一台につき 290,000円	
はしご付大型高所放水車		一台につき 420,000円	
放水塔・水槽付消防ポンプ自動車		一台につき 175,000円	
放水塔付化学 消防ポンプ自動車	最大混合流量が 3,000 L/min 未満のもの	一台につき 200,000円	
	最大混合流量が 3,000 L/min 以上のもの	一台につき 290,000円	
泡原液搬送車		一台につき 25,000円	
大型動力ポンプ付消防自動車		一台につき 120,000円	

備考 表中の鑑定手数料は、消防ポンプ自動車の受託試験を受けるものに限る。

附表第2（第14条関係）

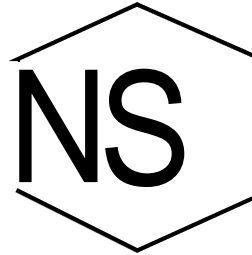
依頼者の備えるべき検査設備

種類	品名	仕様	個数
各種類に共通	1 乾湿温度計		1 個
	2 ストップウォッチ	30秒計又は60秒計	必要数
	3 寸法測定器	ノギス、直尺、巻尺	必要数
	4 照明器具		1 個
	5 圧力計	当該圧力測定に適したもの	必要数
	6 ノズル	当該試験に適したもの	必要数
	7 管そう		必要数
	8 機関の排気装置		一式
	9 バネ秤	秤量 50 kg	1 個
	10 拡大鏡		1 個
	11 寝板		1 台
水槽	1 水槽	当該試験に適したもの	一式
	2 水受け	当該試験に適したもの	一式
	3 水槽加圧装置	0.03 MPa の加圧ができるもの	一式
	4 円板	直径 40 cm のもの	1 個
化学消火装置	1 発泡倍率測定具	附図による	1 個
	2 計量秤	当該重量測定に適したもの	1 台
	3 比重計	当該比重測定に適したもの	1 個
	4 水槽	当該試験に適したもの	一式
	5 水受け	当該試験に適したもの	一式
	6 薬液槽加圧装置	0.03 MPa の加圧ができるもの	一式
	7 温度計	100 度計及び200度計	各1個
はしご又は塔装置	1 角度計	当該角度の測定に適したもの	1 個
	2 荷重	当該試験に適したもの	一式
	3 フォークリフト等	当該試験に適したもの	1 台
	4 温度計	100 度計及び200度計	各1個
	5 油圧計	当該試験に適したもの	必要数
	6 傾斜台	5 度以上の傾斜ができるもの	1 台
原搬送液装置	1 薬液ポンプ吐出量測定装置	当該試験に適したもの	一式
	2 薬液槽加圧装置	0.03 MPa の加圧ができるもの	一式
大量送水装置	放水性能測定装置	当該試験に適したもの	一式
高発泡発生装置	1 風速計	当該試験に適したもの	1 台
	2 混合液吐出量測定装置	当該試験に適したもの	一式
	3 発泡倍率測定装置	当該試験に適したもの	一式

備考 印にあっては、確保してあることとする。

附表第3（第17条関係）

特殊消火装置鑑定適合表示



附表第4（第22条関係）

型式鑑定に該当する変更事項の例示

型式鑑定に該当する変更事項	
共通	特殊消防ポンプ自動車の種類（「災害対応特殊車」を除く又は付す場合（「化学消防ポンプ自動車大型」と「大型化学消防ポンプ自動車」を含む。）を除く。）
水槽・化学消火装置関係	<p>1 水槽又は薬液槽</p> <p>(1) 容量の区分(区分は1,000L未満、1,000L以上1,500L未満、1,500L以上2,000L未満、2,000L以上2,500L未満、2,500L以上3,000L未満、3,000L以上4,000L未満、以下1,000L毎とする。)</p> <p>(2) 基本形状(角型、楕円型)</p> <p>(3) 材料の板厚又は材質</p> <p>(4) 内面の防食処理方法（既承認のものを除く。）</p> <p>2 水槽又は薬液槽の支持方法（既承認のものを除く。）</p> <p>3 混合装置又は原搬送液装置</p> <p>(1) 混合方式</p> <p>(2) 混合方法</p> <p>(3) 混合の位置</p> <p>(4) 基本的な混合機器</p> <p>(5) 仕様混合比の追加</p> <p>(6) 薬液ポンプの型式(既承認のものを除く。)</p> <p>4 発泡装置</p> <p>(1) 泡ノズルの型式（既承認のものを除く。）</p> <p>(2) スプレーヘッド</p> <p>(3) 発泡ネット（メッシュが異なるもの）</p> <p>5 混合装置、発泡装置、薬液槽及び水槽の組合せ（化学消火装置の水槽にあっては既承認のものを除く。）</p> <p>6 大量送水装置のポンプ</p> <p>(1) ポンプ型式</p> <p>(2) 放水性能（放水量が+10%以上増加する場合）</p>
はしご・塔装置関係	<p>1 共通</p> <p>(1) 最大地上高（車台の変更によるものを除く。）</p> <p>(2) 使用限界</p> <p>(3) 許容積載荷重又は許容先端荷重</p> <p>2 自動傾斜矯正装置</p> <p>(1) 自動傾斜矯正装置の構造（斜板方式、油圧シリンダ方式等）</p> <p>(2) 自動傾斜矯正装置の取付け又は取外し</p> <p>3 はしご又は塔</p> <p>(1) はしご又は塔の主要部の材質</p> <p>(2) はしご又は塔の形状（主要寸法）</p> <p>(3) はしご又は塔の長さ</p> <p>4 伸縮装置の構造(油圧シリンダ式、油圧モータ式)</p> <p>5 屈折装置の取付け又は取外し</p> <p>6 昇降装置の取付け又は取外し</p> <p>7 バスケット装置の取付け又は取外し</p>

軽補正に該当する変更事項の例示

軽補正に該当する変更事項	
水 槽 ・ 化 学 装 置 関 係	<p>1 表示</p> <p>(1) 主要操作部（水槽吸水、水槽送水、水槽補給、水槽排水、水量計、薬液ポンプ、薬液槽吸液、薬液槽送液、薬液槽補給、薬液槽排液、混合比調整、手動混合、洗浄、通気装置、薬液吸液、薬液吐出、混合液吐出口、放水銃、自衛噴霧、自衛装置、プースターリール、ハンドライン等）の記載内容</p> <p>(2) 操作上の注意事項の記載内容</p> <p>2 水槽又は薬液槽</p> <p>(1) 内面の防食処理方法（既承認のものに限る。）</p> <p>(2) 水槽材料の材質（同系のものに限る。）</p> <p>(3) 溶接方法</p> <p>3 水槽又は薬液槽の支持</p> <p>(1) 支持方法（既承認のものに限る。）</p> <p>(2) 支持ボルトの本数の削減</p> <p>(3) 支持ボルトの材質又は径</p> <p>4 水槽又は薬液槽への接続又は取付の方法</p> <p>(1) 配管の槽への接続方法（溶接又はフランジ）</p> <p>(2) 槽に穴を開ける附属品又は備品の取付方法</p> <p>5 水槽又は薬液槽の防波板</p> <p>(1) 板厚、形状、材質又は端部の折り曲げ加工</p> <p>(2) 防食処理方法（取付金具を含む）</p> <p>(3) 取付方法</p> <p>6 マンホール又は点検口</p> <p>(1) 形状又は口径</p> <p>(2) 上蓋の材質又は防食処理方法（外面を除く。）</p> <p>7 液量計</p> <p>(1) 方式</p> <p>(2) スポット表示式の表示方法又は表示ランプの個数</p> <p>(3) 警報装置</p> <p>8 薬液槽の通気装置</p> <p>9 主要部（水槽吸水、水槽送水、オーバーフロー、水槽補給、液量計、水槽、吸液、送液、洗浄、薬液槽排液、混合液、送泡、放水銃送水、自衛噴霧、自衛装置、プースターリール、ハンドライン等）の配管等</p> <p>(1) 配管の材質又は大きさ（自衛噴霧、自衛装置、プースターリール又はハンドラインの各配管の大きさを除く。）</p> <p>(2) 配管又は放水銃の内面の防食処理方法</p> <p>(3) 配管の緩衝方法（液量計導管又は槽以外の排液配管を除く。）</p> <p>(4) バルブの形状、材質又は大きさ（排液、自衛噴霧装置又はホースリールを除く）</p> <p>(5) 槽の排液部のプラグの材質又は大きさ</p>

水槽・化学装置関係	(6) 水槽吸水又は吸液の槽内開口部の方向
	(7) 水槽送水、水槽補給、吸液配管又は送液配管の逆流防止弁の構造
	(8) 水槽送水又は水槽補給の停水弁の構造
	(9) 水槽補給口の形状、材質又は大きさ
	(10) 薬液配管ストレーナーの形状又は材質
	(11) 薬液配管のエアー抜き装置
	(12) 放水銃送水配管の形状又は配管接続部の形状
	(13) 放水銃送水配管の最大仕様圧力（耐圧値が 2 . 0 MPa を超える場合に限る。）
	10 操作装置
	(1) 操作方法（一般的なリンク機構を除く。）
	(2) 電動モータ、エアーシリンダ等の主要部品
	(3) 操作制御盤の型式
	(4) 主要電気部品の型式
(5) コンビナート 3 点セット間のコントロール、混合液吐出圧力の自動調圧、中継圧力の自動調圧等操作（確認試験）を要する附属装置	
11 混合装置又は原搬送液装置	
(1) 薬液ポンプの型式（既承認のものに限る。）	
(2) 薬液ポンプの定格回転速度又は最大仕様圧力	
(3) 薬液配管の安全弁の構造又は設定圧力	
(4) 混合流量範囲	
(5) 仕様混合比の削減	
(6) 液が流動する部分の防食処理方法	
(7) 混合液圧力計、調圧監視用圧力計（一次・二次圧力計）、送液圧力計又は吸液圧力計	
(8) 付属の混合液流量計又は薬液流量計	
(9) 混合機器の一部	
(10) 手動混合装置	
(11) ポンプ口の自動設定式における流量計の個数	
12 動力取出装置又は伝達装置	
(1) 動力取出装置の構造	
(2) ギヤケースの形状又は材質	
(3) 電磁クラッチの型式	
(4) 駆動装置の操作装置の方法（リンク式、電磁式又はエアー式）	
13 発泡装置	
(1) 泡ノズルの型式（既承認のものに限る。）	
(2) 泡ノズルの放射量	
(3) 発泡ネット（メッシュが同じものに限る。）	
(4) 液が流動する部分の防食処理方法	
(5) 空港用化学車の自衛装置用泡ノズル	
(6) 高発泡発生装置の送風ファン	
14 化学消火装置の水槽（既承認のものに限る。）	
15 薬液の種類（追加を含む）	
16 装備品	
(1) 放水銃（泡ターレットの放水銃を含む）の型式、材質又は大きさ	
(2) 噴霧ノズルの形状又は材質	

水 槽 ・ 化 学 装 置	<p>(3) 自衛装置用泡ノズルの型式又は放射性能</p> <p>(4) ホースリールの構造</p> <p>(5) ホースリールのホースの仕様</p> <p>(6) 空港用化学車のハンドラインノズルの型式又は放射性能</p> <p>17 一般構造</p> <p>(1) 締付部の特殊なゆるみ防止措置</p> <p>(2) 含油メタル使用等特殊な軸受けの給油方法</p>
は し ご ・ 塔 装 置 関 係	<p>1 使用条件</p> <p>型式に該当しないもので安全率、安定度又は接地圧に影響のあるもの（許容風速、許容放水条件、昇降機の使用範囲、車両支持装置の最大張出幅、はしご又は塔の作動速度制限等）</p> <p>2 表示</p> <p>(1) 主要操作部（油圧ポンプ、アウトリガー、ジャッキ、はしご又は塔の起伏、はしご又は塔の伸縮、はしご又は塔の屈折、はしご又は塔の旋回、傾斜矯正、バスケットの首振り、昇降機の昇降、昇降機ブレーキ、安全装置のスイッチ、送水コック、自衛噴霧等）の記載内容</p> <p>(2) はしご又は塔の使用範囲図の記載内容（型式に該当しない内容に限る。）</p> <p>(3) 昇降機使用範囲</p> <p>(4) 定員数（型式に該当しない内容に限る。）</p> <p>(5) 許容風速、許容放水条件、送水圧力又は送水量</p> <p>(6) 操作上の注意事項の記載内容</p> <p>3 動力取出装置又は伝達装置</p> <p>(1) 動力取出装置の構造</p> <p>(2) ギヤケースの形状又は材質</p> <p>(3) 電磁クラッチの型式</p> <p>4 油圧装置</p> <p>(1) 主機能に影響のある油圧配管の系統</p> <p>(2) 主機能に影響のある油圧配管の材質</p> <p>(3) 主要油圧部品（油圧ポンプ（主配管用、応急操作装置用又はバスケット平衡装置用）、油圧シリンダ（アウトリガー用、ジャッキ用、傾斜矯正用、旋回ロック用、起伏用、伸縮用、屈折用又はバスケット平衡装置用）、油圧モータ油圧（旋回用、伸縮用又は昇降機用）、切替弁、調圧弁、バスケット平衡装置用アクチュエータ等）の型式</p> <p>(4) 油圧ポンプ許容回転速度</p> <p>(5) 油圧シリンダの支持方法</p> <p>(6) オイルタンクの形状又は材質</p> <p>(7) オイルタンクの給油口又は通気口の構造</p> <p>(8) オイルタンク内の吸引口又は戻り口の位置</p> <p>(9) 調圧装置の設定圧</p> <p>5 車台</p> <p>(1) 車台型式</p> <p>(2) サブフレームの形状又は材質</p> <p>(3) はしご又は塔の収納受の構造</p> <p>6 車両支持装置</p>

は
し
ご
・
塔
装
置
関
係

- (1) アウトリガーボックスの形状又は材質
- (2) ジャッキ接地部の形状
- (3) スプリングロック装置
- (4) 車両支持装置の作動又は制御内容
- (5) 車両支持装置の制御盤の型式
- (6) 車両支持装置の最大張出幅
- 7 自動傾斜矯正装置
 - (1) 斜板の型式又は材質
 - (2) 傾斜矯正可能範囲
 - (3) 収納位置合わせ表示
 - (4) 自動傾斜矯正装置の取り外し
- 8 はしご又は塔
 - (1) 主要部以外の材質
 - (2) 形状（主要寸法以外）
 - (3) 構造部分のローラーチェーン又はリーフチェーン
 - (4) ガイドローラーの材質又は大きさ
 - (5) はしごの横棧の滑り止め形状
 - (6) 防食処理方法
- 9 旋回装置
 - (1) ターンテーブルの形状又は材質
 - (2) 他力旋回防止装置の構造
 - (3) 駆動用ギヤーケース
 - (4) 旋回継手の構造(油圧配管又は送水配管)
 - (5) 旋回收納位置合わせ表示
- 10 起伏装置
 - (1) はしご又は塔の支持(三角)フレームの形状又は材質
 - (2) 起伏フレームの形状又は材質
- 11 伸縮装置
 - (1) ワイヤロープの形状、材質又は外径
 - (2) ワイヤロープ巻き取りドラムの形状、材質又は大きさ
 - (3) ワイヤプーリーの形状、材質又は大きさ
 - (4) ワイヤプーリーからのワイヤー外れ防止措置
 - (5) 横棧の一致表示
- 12 屈折装置
 - (1) 屈折装置の構造
 - (2) 作動範囲（使用限界が変わらないものに限る。）
- 13 昇降装置
 - (1) 昇降機主要部の寸法（使用材料の外寸、手すりの高さ、握り棒の高さ、握り棒の長さ等）又は材質
 - (2) 昇降機床面の滑り止め措置又は滑り出し防止の措置
 - (3) 乗員落下防止の措置
 - (4) ワイヤロープの形状、材質又は外径
 - (5) ワイヤロープ巻き取りドラムの形状、材質又は大きさ
 - (6) ワイヤプーリーの形状、材質又は大きさ
 - (7) ワイヤプーリーからのワイヤー外れ防止措置

	(8) 昇降機降下防止装置の構造
	(9) はしご先端の昇降機のストッパーの構造
	(10) 昇降機の飛び出し防止の措置
	(11) 昇降機使用範囲
	14 バスケット装置
	(1) バスケットの主要部の寸法（使用材料の外寸、床面積、手すりの高さ、手すりの周の長さ等）
	(2) 乗員落下防止の措置
	(3) バスケットの床面の滑り止め措置又は滑り出し防止の措置
は し ご ・ 塔 装 置 関 係	(4) バスケット平衡装置の構造
	(5) 平衡装置用ワイヤロープの形状、材質又は外径
	(6) 平衡装置用ワイヤープーリーの形状、材質又は大きさ
	(7) 平衡装置用ワイヤープーリーからのワイヤー外れ防止措置
	(8) バスケット取付装置（脱着式又は固定式）
	ア はしごに取付部の構造
	イ 走行時取付装置の構造
	(9) バスケット取付部の脱落防止の措置（脱着式に限る。）
	(10) 補助ステップ等乗降装置
	(11) バスケット内装備品による重量の増加
	(1) 放水銃の材質、大きさ又は内面の防食処理方法
	(2) 放水銃の取り付け部の構造
	(3) 放水銃の作動角
	(4) 放水ノズルの構造（スムーズノズルを除く。）
	(5) 許容放水条件
	(6) モニタノズル又は泡ノズルの放水量（表示されている場合に限る。）
	(7) はしご又は塔の送水配管の材質、大きさ又は内面の防食処理方法
	(8) はしご又は塔の送水配管の形状又は接続部の形状
	(9) 送水配管の最大仕様圧力（耐圧値が2.0MPaを超える場合に限る。）
	(10) はしご又は塔の送水配管の取り付け部の構造
	(11) はしご又は塔の送水コックの構造
	(12) 水圧力計又は流量計の構造
	(13) 自衛噴霧ノズルの形状又は材質
	(14) 自衛噴霧配管のストレーナーの構造
	(15) 自衛噴霧装置の最大使用圧力
	(16) 大型高所放水車等における泡ノズルの型式（既承認のものに限る。）
	(17) 大型高所放水車等における泡ノズルの発泡性能に影響のない部分の構造
	16 操作装置
	(1) 作動内容又はの制御内容
	(2) 制御盤の型式
	(3) 主要電気部品の型式
	(4) 操作装置の方式（電磁式、エア式等）
	17 安全装置
	(1) 各安全装置の構造
	(2) 各安全装置の制御、設定又は作動の内容（使用限界、許容積載荷重又は許容

は し ご ・ 塔 18 装 置 関 係	先端荷重に変更がないものに限る。)
	(3) 各安全装置の警報装置
	(4) 制御盤の型式
	(5) 主要電気部品
	(6) 検知位置
	(7) 伸縮防止装置の取付位置
	(8) 傾斜自動停止装置の取り付け又は取り外し
	18 表示装置
	(1) はしご又は塔の使用範囲の表示方法
	(2) はしごの伸長計の構造又は表示方法
	(3) はしご又は塔の角度計の構造又は表示方法
	(4) 傾斜角度計の構造又は表示方法
	(5) 風速計の型式
	19 一般構造
	(1) 締め付け部の特殊なゆるみ防止の措置
	(2) 含油メタル使用等特殊な軸受けの給油方法
	(3) 装備品の追加又は削減（ポンプ装置を取り外す等車両重量が大きく変わる場合に限る。）
	(4) 通話装置の基本的構造

附表第 6 (第 3 1 条関係)

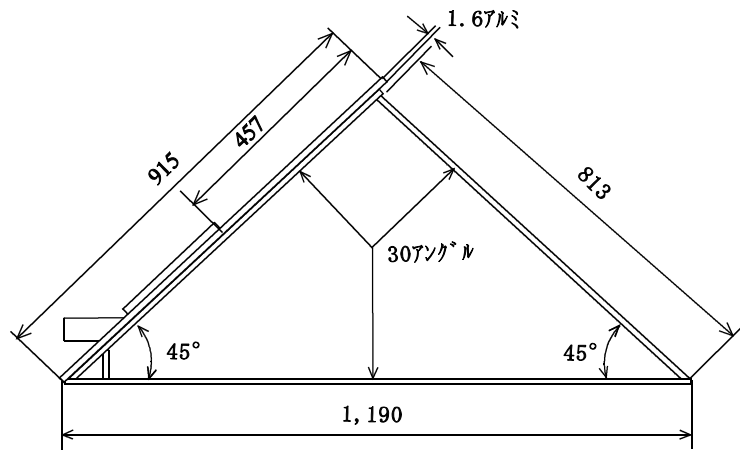
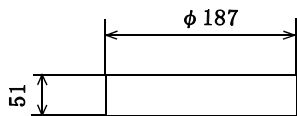
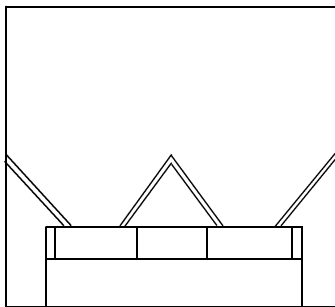
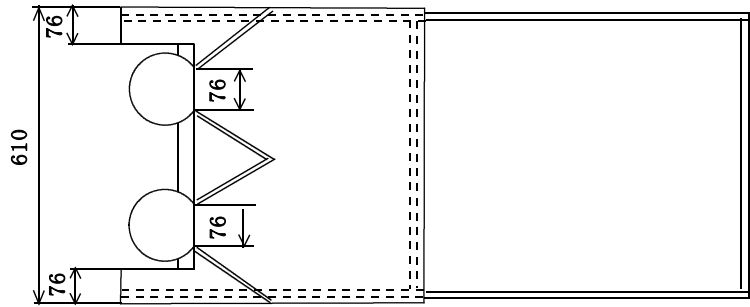
適用する鑑定細則

特殊消防ポンプ自動車の種類	適用する鑑定細則
水槽付消防ポンプ自動車 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	水槽付消防車の鑑定細則
化学消防ポンプ自動車 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 大型化学消防ポンプ自動車 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大 型 化学消防ポンプ自動車大 型 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車大 型	化学消防車の鑑定細則
はしご付消防ポンプ自動車 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	はしご自動車の鑑定細則
屈折はしご付消防ポンプ自動車 災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車	屈折はしご自動車の鑑定細則
屈折放水塔車 災害対応特殊屈折放水塔車 放水塔付消防ポンプ自動車 はしご付大型高所放水車 大型高所放水車	屈折放水塔車等の鑑定細則
災害対応特殊高発泡車 泡原液搬送車 高発泡車 大型動力ポンプ付消防自動車	泡原液搬送車等の鑑定細則
大型化学高所放水車 はしご・水槽付消防ポンプ自動車 はしご付化学消防ポンプ自動車 屈折はしご・水槽付消防ポンプ自動車 屈折はしご付化学消防ポンプ自動車 放水塔・水槽付消防ポンプ自動車 放水塔付化学消防ポンプ自動車	複合装置の特殊消防車の鑑定細則

附図

発泡倍率測定具

寸法単位：mm



泡試料コンテナ（寸法は内法を示す）

型式鑑定依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印

電話番号

特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程第5条に基づき、下記について型式鑑定を依頼します。

記

特殊消防ポンプ 自動車の種類		
鑑 定 記 号		
既 承 認 型 式	鑑 定 記 号	
	型 式 番 号	
	承認年月日	年 月 日
相 違 点		

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 印欄は、既承認型式と一部が異なる型式鑑定依頼の場合に記載すること。

なお、相違点については別紙にまとめることができる。

水槽装置明細書

特殊消防ポンプ自動車の種類				鑑定記号	
水 槽	容 量	L	側 板	材 質	材料の厚さ mm
			底 部		mm
	形 状	寸 法	上 部		mm
			防食処理方法		
	溜 め ま す	形 状		寸 法	mm × mm × mm
マ ン ホ ー ル	形 状		大 き さ		
			取 付 ボ ル ト	mm ×	本
オ-パ-ワ-パ-イフ	口 径	mm	方 式		
水 槽 吸 水 口	口 径	mm	配管緩衝方式		
水 槽 送 水 口	口 径	mm	配管緩衝方式		
排 水 口	口 径	mm	方 式		
防 波 板	方 式		寸 法	縦板	× × × 枚
				横板	× × × 枚
水 量 計	口 径	mm	導管サイズ	mm	
水 槽 支 持	方 式		取 付 ボ ル ト	mm ×	本
消 火 栓 補 給 口	口 径	mm	口 数	口	
備 考	製品記号				

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 製品記号を備考欄に記載すること。

化学消火装置明細書

特殊消防ポンプ自動車の種類				鑑定記号				
混合流量範囲	混合比 3 %	最小	L/min		最大	L/min		
	混合比 6 %	最小	L/min		最大	L/min		
混合装置	ポンプの種類	型式			製造者名			
	サクションの種類	型式			製造者名			
	ラインの種類	型式			製造者名			
	自動圧送比例	混合弁			製造者名			
		等圧弁			製造者名			
	薬液ポンプ	型式						
		最大流量			L/min			
		安全弁設定圧力			MPa			
ギヤ比				E : G P =				
オリフィス	水通路口径			材質	mm			
	薬液通路口径			材質	mm			
泡ノズル	泡ターレット型式			製造者名				
	泡ノズル型式	× 本			製造者名			
		× 本			製造者名			
泡消火薬液槽	容量	L		材質	材料の厚さ			
	区分数			側板	mm			
	形状			底部	mm			
	寸法			上部	mm			
	防食処理方法							
注入口径	mm		取出し口径	mm				
通気管径	mm		液量計口径	mm				
薬液槽支持方式			取付ボルト	mm × 本				
配管等の材質			配管	接手		弁		
	泡消火薬液流動部							
	泡消火混合液流動部							
備考	製品記号							

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 製品記号を備考欄に記載すること。

はしご装置明細書(1/2)

特殊消防ポンプ 自動車の種類				鑑定記号				
車台型式				安定度の確認書提出済の型式				
地上高	規格地上高	m		最大地上高	m			
許容積載荷重	バスケット	N		昇降機	N		はしご先端	N
はしご	最大起立角	度		最小起立角	度			
	主骨間隔	mm		横棧間隔	mm			
		長さ(mm)	幅(mm)	手すり高さ(mm)	材質			
	第1段							
	第2段							
	第3段							
第4段								
第5段								
ワイヤロープ径	伸縮用	・ ・ ・ ・			昇降機			
油圧シリンダ		内径(mm)	肉厚(mm)	ストローク(mm)	使用圧(MPa)			
	ジャッキ用							
	アトリガ用							
	起伏用							
	伸縮用							
屈折用								
油圧ポンプ	型式				許容回転速度	rpm		
	駆動ギヤ比(E:OP)	:			使用圧	MPa		
油圧モータ		型式	使用圧(MPa)		型式	使用圧(MPa)		
	旋回用			昇降用				
	伸縮用			矯正用				
オイルタンク	材質				容量	L		
油回路の 設定油圧	ジャッキ	MPa	起伏	MPa	旋回	MPa	傾斜矯正	MPa
	アトリガ	MPa	伸縮	MPa	屈折	MPa		MPa
傾斜矯正	方式				傾斜矯正範囲	度		
アウトリガ	張出長さ	最小		mm	~	最大	mm	
	飛出防止装置の方式							
ジャッキ	最大接地圧	MPa		最大設置角	度			
	敷板の形状・大きさ			型・				mm
	飛出防止装置の方式							
旋回	他力旋回防止装置の方式							
伸縮	飛出防止装置の方式							
昇降機	本体材質				昇降機内操作装置	有 無		
	床面積	cm ²		床の大きさ(mm)	縦 × 横			
バスケット	本体材質				装着方式	固定式 着脱式		
	床面積	cm ²		床の大きさ(mm)	縦 × 横			
	平衡装置方式				手すりの高さ	cm		
操作装置		ジャッキ部		はしご部		バスケット部		
	コントローラ型式							

はしご装置明細書 (2 / 2)

安全装置	スプリングロック装置		方式：				
	ジャッキインタロック装置		方式：				
	使用限界自動停止装置		方式：				
	過荷重自動停止装置		方式：				
	伸縮等防止装置	ジャッキ		方式：			
		はしご倒伏		方式：			
		はしご伸縮		方式：			
		はしご屈伸		方式：			
	先端障害自動停止装置	昇降機		方式：			
		旋回時		方式：			
		伸長時		方式：			
		屈折時		方式：			
	短縮時		方式：				
	傾斜自動停止装置		方式：				
	安定度の確認装置		方式：				
	キャブ保護の装置		方式：				
	背面荷重警報装置		方式：				
	緊急停止装置		方式：				
	バスケット過大傾斜自動停止装置		方式：				
	感電防止装置		方式：				
昇降機自動落下防止装置		方式：					
屈折時縮梯自動停止装置		方式：					
屈折操作防止装置		方式：					
屈折時昇降機自動停止装置		方式：					
自衛噴霧装置	車両	使用圧	Mpa	バスケット	使用圧	MPa	
	はしご先端	使用圧	MPa				
許容放水条件	はしご先端	MPaにおいて		L/min			
	バスケット	MPaにおいて		L/min			
放水銃	ノズル型式	最大放水圧	作動角				
	はしご先端	Mpa	左右	度・上	度・下	度	
	バスケット	MPa	左右	度・上	度・下	度	
控え綱	材質	長さ	m	本数	本		
風速計	型式						
インタホン	型式						
応急装置	応急用油圧ポンプ型式						
使用温度範囲	安全基準と同じ範囲(-15 ~ 40)			設定範囲 - ~ +			
備考	製品記号						

- 備考 1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
 2 製品記号を備考欄に記載すること。
 3 表中の「使用圧」は、最大値を記載すること。
 4 表中の には、該当するものにレ点を記すこと。

塔装置明細書（1 / 2）

特殊消防ポンプ 自動車の種類			鑑定記号			
車台型式			安定度の確認書提出済の型式			
地上高	規格地上高	m		最大地上高	m	
塔	方式	二節屈折	三節屈折	伸縮		
		起立角	材質	形状(mm)	長さ(mm)	
	第1ブーム					
	第2ブーム					
	第3ブーム	(伸縮)				
バスケット 無	許容積載荷重	N		平衡装置方式		
	本体材質			手すりの高さ	cm	
	床面積	cm ²		床の大きさ(mm)	縦 × 横	
傾斜矯正 無	方式			傾斜矯正範囲	度	
油圧シリンダ		内径(mm)	肉厚(mm)	ストローク(mm)	使用圧(MPa)	
	ジャッキ用					
	アウトリガ用					
	第17°-ム起伏用					
	第27°-ム屈折用					
	第37°-ム屈折用					
	伸縮用					
油圧ポンプ	型式			許容回転速度	rpm	
	駆動ギヤ比(E:OP)	:		使用圧		
油圧モータ	型式	使用圧(MPa)		型式	使用圧(MPa)	
	旋回用			矯正用		
オイルタンク	材質			容量		
油圧回路の 設定油圧	ジャッキ	MPa	アウトリガ	MPa	起伏	MPa
	第17°-ム起伏	MPa	第27°-ム屈折	MPa	第37°-ム屈折	MPa
	旋回	MPa	傾斜矯正	MPa	伸縮	MPa
アウトリガ 無	張出長さ	最小		mm	最大	mm
	飛出防止装置の方式					
ジャッキ	最大接地圧	MPa		最大設置角	度	
	敷板の形状	型・大きさ				mm
	飛び出し防止装置の方式					
旋回	他力旋回防止装置の方式					
伸縮	飛び出し防止装置の方式					
操作装置			ジャッキ部	はしご部	バスケット部	
	コントローラ型式					

塔装置明細書 (2 / 2)

安全装置	スプリングロック装置		方式：			
	ジャッキインタロック装置		方式：			
	使用限界自動停止装置		方式：			
	使用限界二次自動停止装置		方式：			
	過荷重自動停止装置		方式：			
	伸縮等防止 装置	ジャッキ	方式：			
		塔起伏	方式：			
		塔伸縮	方式：			
		塔屈伸	方式：			
	旋回障害自動停止装置		方式：			
	傾斜自動停止装置		方式：			
	安定度の確認装置		方式：			
	キャブ保護の装置		方式：			
	緊急停止装置		方式：			
バスケット過大傾斜自動停止装置		方式：				
感電防止装置		方式：				
自衛噴霧装置	車両	使用圧	MPa	バスケット又は塔先端	使用圧	MPa
許容放水条件	塔先端	MPaにおいて		L/min		
塔先端放水銃	ノズル型式			最大放水圧	MPa	
	作動角	左右	度	・	上	度
風速計	型式					
インタホン	型式					
応急装置	応急用油圧ポンプ型式					
使用温度範囲	安全基準と同じ範囲(-15 ~ 40)		設定範囲	-	~	+
備考	製品記号					

- 備考 1 この用紙の大きさは、JIS A4 とすること。
 2 製品記号を備考欄に記載すること。
 3 表中の「使用圧」は、最大値を記載すること。
 4 表中の には、該当するものにレ点を記すこと。

原 搬 送 液 装 置 明 細 書

特殊消防ポンプ自動車の種類		泡原液搬送車		鑑定記号	
泡 消 火 薬 液 槽	容 量	L		材 質	材料の厚さ
	区 分 数		側 板		mm
	形 状		底 部		mm
	寸 法		上 部		mm
	防 波 板	数	材 質		mm
	防食処理方法				
薬液注入口径		mm			
通 気 管 径		mm			
薬液支持方式					
薬液槽支持ボルト					
配管等の材質		配 管			
		接 手			
		弁			
マンホール径		mm			
泡消火薬液圧送ポンプ		型 式			
		最大流量	L/min		
		送液圧力	MPa		
備 考		製品記号			

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 製品記号を備考欄に記載すること。

別記様式第2号の7（第5条関係）

大量送水装置明細書			
自動車の種類	大型動力ポンプ付消防自動車		
鑑定記号			
ポンプ型式			
ポンプ性能	吸水高さ(m)	放水圧力(MPa)	放水量(L/min)
	4 . 5	1 . 6	
	5 . 5	1 . 5	
	6 . 0	1 . 5	
ポンプ放水性能	口径の呼称 × 長さ m × 本		
測定時の吸管	口径の呼称 × 長さ m × 本		
ポンプ放水口	口径の呼称 × 口		
	口径の呼称 × 口		
	口径の呼称 × 口		
水 槽	水槽明細書による。		
備 考	製品記号		

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とする。
 2 製品記号を備考欄に記載すること。

高発泡発生装置明細書

特殊消防ポンプ自動車の種類		災害対応特殊高発泡車	鑑定記号		
高発泡装置	混合液吐出量	L/min			
	泡吐出量	m ³ /min			
	送風ファン型式		製造者名		
	スプレッド型式		製造者名		
混合装置	機器型式		製造者名		
	混合方式	ラインブローシヨク			
	仕様混合比	%			
薬液槽	容量	L			
	区分数				
	形状				
	寸法				
	材質及び板厚		材 質	材 料 の 厚 さ	
		側 板		mm	
		底 部		mm	
		上 部		mm	
	防食処理方法				
	支持方法				
通気管径	mm				
補給口径	mm				
配管等の材質		配 管	接 手	弁	
	薬液流動部				
	混合液流動部				
送 泡 管		材 質	内 径	長 さ	
	レデューサ		mm	m	
	第一送泡管		mm	m	
備 考	製品記号				

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 製品記号を備考欄に記載すること。

受 検 場 所 案 内 図

年 月 日

依 頼 者
住 所
氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

受検場所 住 所 名 称 電話番号	
----------------------------	--

案内図（利用交通機関名、その起終点等を明記のこと。）

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とする。

別記様式第4号の1（第5条関係）

既承認型式の委受託に係る型式鑑定依頼提出図書		
委 託 型 式 に 関 す る 事 項	依頼者名	
	特殊消防ポンプ自動車の種類	
	鑑定記号	
	明細書	受託型式における型式番号のものと同じ
	設計図	表示に関する事項を除き、受託型式における型式番号のものと同じ
	強度・安全率等の計算書	受託型式における型式番号のものと同じ
	受検場所案内図	受託型式における型式番号のものと同じ
	社内試験成績表	受託型式における型式番号のものと同じ
	その他の資料	受託型式における型式番号のものと同じ
受託型式に関する事項	依頼者名	
	特殊消防ポンプ自動車の種類	
	鑑定記号	
	型式番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とする。
 2 設計図のうち、表示に関する事項は、別途提出を要す。
 3 該当しない項目は、削除すること。

別記様式第4号の2（第5条及び第27条関係）

個別鑑定受検業務委託契約書

収入印紙
(割印)

委託者 会社（以下「甲」という。）は、受託者 会社（以下「乙」という。）の型式と同一型式の製品を受検することについて、乙に対して次のようにその業務を委託する。

第1条 本契約に係る乙の特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置は、次に掲げるものとする。

- (1) 特殊消防ポンプ自動車の種類
- (2) 型式番号（鑑定記号）

第2条 本契約に係る甲の製品は、すべて乙が製造したものとする。

第3条 甲が乙に委託する受検業務の範囲は、当該製品の受検準備から個別鑑定に適合するまでに係る一切の業務とする。

第4条 甲及び乙が有する同一型式について日本消防検定協会に軽補正の届出を行う必要が生じた場合は、双方協議のうえ、同時に双方が届出を行うものとする。

第5条 本契約に係る事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

第6条 本契約の有効期限は、双方が別に定める有効期間とする。ただし、本契約事項に変更を生じたために有効期間を変更しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、双方記名なつ印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 住所
名称
代表者名 印

乙 住所
名称
代表者名 印

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

型式鑑定依頼時提出図書等チェックシート

依頼者：

種類：

NO. /

提出図書等	依頼者チェック欄			検定協会チェック欄	
	既承認 図書	兼用 図書	確認	図面必要 の有無	確認
1				有 無	
2				有 無	
3				有 無	
4				有 無	
5				有 無	
6				有 無	
7				有 無	
8				有 無	
9				有 無	
10				有 無	
11				有 無	
12				有 無	
13				有 無	
14				有 無	
15				有 無	
16				有 無	
17				有 無	
18				有 無	
19				有 無	
20				有 無	
21				有 無	
22				有 無	
23				有 無	
24				有 無	
25				有 無	

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とする。

2 依頼者チェック欄の既承認図書には、既承認型式の図書と同一のときは「型」、軽補正確認済みの図書と同一のときは「軽」、また、兼用図書には、今回依頼された提出図書の中で兼用されている図書のときは、当該提出図書の「番号」を記載する。

<h2 style="margin: 0;">手数料内訳書</h2> <p style="margin: 0;">依頼者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）</p> <p style="margin: 0;">（振込票添付欄）</p> <p style="margin: 0;">（型式鑑定・個別鑑定）手数料内訳書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">特殊消防ポンプ自動車の種類</th> <th style="width: 15%;">依頼数量</th> <th style="width: 15%;">金額</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">台</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">総計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>受付年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td>受付番号</td> <td>No. ~ No.</td> </tr> </tbody> </table>			特殊消防ポンプ自動車の種類	依頼数量	金額	備考		台	円														計	件	総計	円	受付年月日	年 月 日	受付番号	No. ~ No.	No. _____
特殊消防ポンプ自動車の種類	依頼数量	金額	備考																												
	台	円																													
計	件	総計	円																												
受付年月日	年 月 日	受付番号	No. ~ No.																												

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
- 2 依頼件数が同時に2以上の場合は、鑑定手数料を振込票1葉にまとめて振り込むことができ（大阪支所は、個別鑑定に限る。）、その振込票を本様式の手数料内訳書に貼り付けて一括された当該依頼書に添付すること。
- 3 型式鑑定又は個別鑑定ごとに別葉にすること。
- 4 内訳書が2枚以上の場合は、必ず総計を記入すること。
- 5 総計の金額は、型式鑑定及び個別鑑定のすべての金額を合計で内訳書の各葉すべてに記入すること。
- 6 印欄は記入しないこと。

月中個別鑑定日希望表

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者
担当者氏名

個別鑑定 希望日	特殊消防ポンプ自動車の種類	鑑定記号	依頼数	備考
日				
日				
日				
日				
日				
日				

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
- 2 予定の有無にかかわらず、前月25日までに協会に提出のこと。
- 3 協会への提出は、郵送、F A X、Eメール等とする。
- 4 消防ポンプ自動車の受託個別の希望表に当該内容が分かるように記載されてもよい。

個別鑑定依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印

電話番号

特殊消防ポンプ自動車に係る特殊消火装置鑑定規程第11条に基づき、下記について個別鑑定を依頼します。

記

特殊消防ポンプ 自動車の種類				
依頼数量	台			
鑑定希望年月日	年 月 日			
鑑定希望場所				
鑑定手数料	単価	円	合計	円
備 考				

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
- 2 手数料で区分されている特殊消火装置ごとに作成すること。
- 3 依頼数量は、1回に受検する数を原則とする。
- 4 ポンプを装備しないものを依頼する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

受 検 場 所 変 更 届

（ 移 転 ・ 増 設 ・ 廃 止 ）

年 月 日

日 本 消 防 検 定 協 会 殿

届 出 者

住 所

氏 名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印

電話番号

特殊消防ポンプ自動車の種類

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		
変更予定日	年	月 日

添付書類

受検場所案内図 部

受検できる検査項目表 部

未処理状況明細書 部

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

補助対象外特殊消防ポンプ自動車鑑定の規格準用表

試験日 年 月 日

特殊消防ポンプ 自動車の種類		鑑定記号	
納入先	殿	製造番号	

規格準用(規格に適合しない)内容	該当する条項	理由

依頼者名		立会責任者	
------	--	-------	--

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 2 受検前に提出すること。
 3 事前に図面を提出してある内容であること。

別記様式第11号の1(第16条関係)

[報告書]

**特殊消火装置(水槽・化学装置関係)
個別鑑定依頼整理表**

部長(支所長)	課長	試験者	立会責任者	受検回/年度
				/

試験年月日	平成 年 月 日 ~ 日	依頼者名(受検場所)							
依頼書			受検済数	受検数	適合数	不適合数	保留数	依頼残数	依頼残の処理
受付年月日	受付番号	依頼数量							
	-								
	-								
	-								
合計									

< 受検物内訳 >

特殊消防ポンプ自動車の種類	鑑定型式番号	製品記号	省略状況			補助の有無	欠点数		試験結果	備考又は欠点内容
	製造番号		送水	自衛	発泡		重	軽		

別記様式第11号の2（第16条関係）

[報告書]

**特殊消火装置（はしご・塔装置関係）
個別鑑定依頼整理表**

部長（支所長）	課長	試験者	立会責任者	受検回 / 年度
				/

試験年月日	平成 年 月 日 ~ 日	依頼者名（受検場所）							
依頼書			受検済数	受検数	適合数	不適合数	保留数	依頼残数	依頼残の処理
受付年月日	受付番号	依頼数量							
	-								
	-								
	-								
合計									

< 受検物内訳 >

特殊消防ポンプ自動車の種類	鑑定型式番号	製品記号	省略状況		補助の有無	欠点数		試験結果	備考又は欠点内容
	製造番号		自衛	放水		重	軽		

取 下 げ 届

年 月 日

日 本 消 防 検 定 協 会 殿

届 出 者

住 所

氏 名(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印

電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 円は

銀行 支店 (普通貯金・当座貯金口座、
口座番号 名義)へ振込みにより還付願います。

記

- 1 区 分 型 式 鑑 定 ・ 個 別 鑑 定
- 2 依 頼 書 受 付 年 月 日 (第 号)
- 3 特 殊 消 防 ポ ン プ
自 動 車 の 種 類
- 4 鑑 定 記 号
- 5 取 下 げ 数 量 (個 別 鑑 定 の 場 合 に 限 る 。 台 中 台 と す る 。)
- 6 取 下 げ 理 由

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

取 下 げ 届

(振 替 依 頼 用)

年 月 日

日 本 消 防 検 定 協 会 殿

届 出 者

住 所

氏 名 (法 人 の 場 合 は 、 名 称 及 び 代 表 者 氏 名) 印

電 話 番 号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 円
は下記のとおり振替依頼に充当して下さい。

記

- 1 区 分 型式鑑定・個別鑑定
- 2 依頼書受付 年 月 日 (第 号)
- 3 特殊消防ポンプ を
自動車の種類 に振り替え
- 4 鑑定記号 を に振り替え
- 5 取下げ(振り替え)数量 (個別鑑定に限る。)
- 6 取下げ(振り替え)理由

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

軽 補 正 確 認 書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依 頼 者

氏 名 (法人の場合は、名称)

軽補正責任者 印

電 話 番 号

- 1 特殊消防ポンプ自動車の種類
- 2 鑑定記号

上記について下記の変更内容を社内検査し支障がないので、軽補正をします。

添付：設計図等 部

記

軽 補 正 事 項	明 細		理 由
	旧	新	

注 適用日 年 月 日 既承認の型式(主要部の重要部分)からの変更 装備関係の変更 その他()	協会確認欄	
	確認日	職員
	年 月 日	

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 装備品の変更の場合、鑑定記号の欄に装備品名を記載のこと。

委任(変更委任)状

年 月 日

(住所)

(名称)

(氏名)

印

は、

(名称)

(役職名)

(氏名)

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 委任項目

(型式鑑定に係る依頼・個別鑑定に係る依頼・)

2 委任細目

受検場所の住所及び名称	当該受検場所で受検する種類

3 変更理由

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 委任項目が、鑑定手数料を納付し又は還付を受けることである場合は、その旨を記入すること。

3 該当する委任項目を で囲む、あるいは記入すること。

4 委任細目は、限定した受検場所又は種類のみ委任を行う場合に記載すること。

氏名(名称、代表者の氏名、住所)変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

届 出 者

住 所

氏 名(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印

電話番号

下記のとおり氏名(名称、代表者の氏名、住所)を変更したいので届け出ます。

記

旧

新

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

過誤納金還付願

年 月 日

日本消防検定協会 殿

願出者

住 所

氏 名(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印

電話番号

下記の依頼に伴い 年 月 日に 銀行 支店から
振り込みました手数料 円は、過誤納でしたので、過誤納金 円
を 銀行 支店(普通貯金・当座貯金口座、口座番号
名義)へ振り込みにより還付願います。

記

- 1 区 分 型式鑑定・個別鑑定
- 2 依頼書受付 年 月 日(第 号)
- 3 特殊消防ポンプ
自動車の種類
- 4 鑑定記号
- 5 数 量

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
2 この様式は、協会に依頼を行った場合に用いること。

過誤納金還付願

年 月 日

日本消防検定協会 殿

願出者

住 所

氏 名(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印

電話番号

年 月 日に 銀行 支店から別添の振込票
のとおり振り込みました 円は、過誤納でしたので、下記へ振り込み
より還付願います。

記

1 取引銀行 銀行 支店

2 口座 普通貯金・当座貯金口座

口座番号

名義

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 この様式は、協会に依頼を行っていない場合に用いること。

3 振込用紙を添付すること。

個別鑑定受検業務委託契約変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

届 出 者

住 所

氏 名(法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印

電話番号

下記のとおり個別鑑定受検業務委託契約を変更したいので届け出ます。

記

特殊消防ポンプ自動車の種類

変更内容	旧	
	新	
変更の理由		

添付書類

新個別鑑定受検業務委託契約書(写) 1部

備考 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

社内検査成績表 (再鑑定・補正試験)

受検場所責任者

検査立会責任者

印
印

依頼者名			
受検日	年 月 日	初回受検日	年 月 日

特殊消防ポンプ自動車の種類	鑑定型式番号
水槽付消防ポンプ自動車 化学消防ポンプ自動車 はしご付消防ポンプ自動車 屈折はしご付消防ポンプ自動車 大型高所放水車 泡原液搬送車	
	製造番号

1 初検査での不良内容及び原因

試験項目	
不良内容 ()	
原因 ()	

2 実施した社内検査の状況、その結果及び今後の対策

試験項目及び検査状況 ()	
結果	
今後の対策	

3 対策結果の確認 (協会記入欄)

確認結果 (意見)	対策が適正に実施されている。 対策が適正に実施されていない。	確認日	年 月 日
		確認者	

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 ()印部は詳細に記入のこと。

3 再鑑定を実施するまでに提出すること。